

議員提出議案第1号

杉並区学校給食費助成条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月12日

提出者	杉並区議会議員	くすやま	美紀
	同	金子	けんたろう
	同	富田	たく
	同	山田	耕平

杉並区議会議員長 大熊昌巳様

杉並区学校給食費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、杉並区立の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）並びに杉並区立の特別支援学校に在籍する児童生徒並びに東京都立の特別支援学校に在籍し、杉並区の区域内に住所を有する児童生徒の学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）について、当該学校給食費を負担する児童生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、義務教育無償の原則に基づき当該保護者の負担軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 杉並区立の小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 杉並区立の特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 東京都立の特別支援学校の小学部又は中学部に在籍し、杉並区の区域内に住所を有する児童生徒の保護者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、児童又は生徒1人当たり月額1,000円（1食当たりでの助成が必要な場合は1食当たり60円）とし、年額11,000円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、保護者が、国、東京都、杉並区その他地方公共団体の負担により学校給食費の全部又は一部について支給等を受けた場合において、当該学校給食費から当該支給等を受けた額を減じた額が月額1,000円未満のときは、その額を助成額とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする保護者は、区長が指定する期日までに学校長（第2条第1号及び第2号に規定する児童生徒が在籍する杉並区立学校の校長

をいう。以下同じ。)を經由し、区長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第3号に規定する保護者は、直接区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 区長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容について審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、学校長を經由し、保護者に通知するものとする。

- 2 区長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、その内容について審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、保護者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた保護者は、学校長を經由し、区長に助成金の請求をしなければならない。

- 2 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた保護者は、直接区長に助成金の請求をしなければならない。

- 3 区長は、前2項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(請求及び受領の委任)

第7条 前条第1項に規定する保護者は、助成金の請求及び受領に関して、学校長に委任することができる。

- 2 前項の規定により委任を受けた学校長は、学校給食費から第3条に規定する助成金の額を減じた額を保護者から徴収するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 区長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第2条に規定する保護者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他区長が必要と認めるとき。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による制定後の杉並区学校給食費助成条例第4条の規定に基づく交付申請及び第5条の規定に基づく交付決定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

学校給食にかかる保護者負担を軽減する必要がある。